

第7回青森県環境審議会

日時：平成21年2月9日（月）

午後1時30分から3時30分まで

場所：青森国際ホテル3階「孔雀の間」

1. 開会

（司会）

それでは、皆さんお揃いになりましたので、ただ今から第7回青森県環境審議会を開会いたします。私は本日の司会を務めさせていただきます環境政策課の石坂でございます。よろしくお願いいたします。

会議に入ります前に、本日の会議の成立について御報告申し上げます。会議の成立は青森県附属機関に関する条例により、委員の半数以上の出席が必要となっております。本日は全委員数33名中、29名の委員に御出席いただいておりますので、会議は成立しておりますことを御報告申し上げます。

併せて、委員の委嘱換えについて御報告いたします。観光分野の田中久美子委員がこの度退任され、その後任として石澤照代様に委員を委嘱しております。石澤委員は、青森県旅館ホテル生活衛生同業組合女性部会長をされております。本日は所用のため欠席となっておりますので、御報告のみさせていただきます。

次に本日の資料を確認させていただきます。皆様にお配りしております次第、出席者名簿、席図の他に事前にお送りしております資料として、資料1、資料2、資料3、こちら諮問案件1の関係の資料でございます。その他、資料4、資料5、資料6、こちらが諮問案件2の関係の資料でございます。

また、本日配布資料といたしまして報告案件の関係で資料7、資料8をお手元にお配りさせていただきます。

資料に不足がある方、いらっしゃれば、お知らせいただければこちらの方からお配りいたします。

皆様、資料はよろしいでしょうか。

それでは開会に当りまして蝦名副知事から御挨拶を申し上げます。

2. 開会挨拶

（蝦名副知事）

本日は、御多忙にも関わらず御出席をくださりまして、誠にありがとうございます。

また、皆様には常日頃から環境行政をはじめ県政全般にわたり、格別の御理解と御協力を賜り、心から感謝申し上げます。

さて、近年、地球温暖化など、地球規模での環境問題が深刻化しつつあり、私たちの身近な自然環境や本県の基幹産業である農林水産業などへの影響が懸念されております。

皆さん、ご存知のとおり京都議定書がございますが、1990年のエネルギーCO₂の排出量を6%削減しようということでやってまいりましたが、青森県は現在確か22%ぐらいオーバーしているという状況でございます。本来であれば、その1990年代に近づくように努力しなければならないのに、非常に増えているという現状であります。

そのために、青森県基本計画の中で、その環境分野について「暮らしの中に息づく水と緑と美のふるさとづくり」、「持続可能な循環型社会づくり」、「次世代へつなぐ低炭素社会づくり」、及び「あもりにエコを定着させる人・システムづくり」の4つの戦略的取り組みを掲げ、「低炭素・循環型社会の形成」を目指すこととしているわけであります。

県庁内にも本部を作りまして、これから低炭素の時代を作っていこうということでございますけれ

ども、なかなか県が取り組んでも県民全体でそれに取り組んでいかなければ、なかなかこの CO2 の排出を減少していくということはなかなか難しいわけであります。

県としては、風力発電だとか、あるいは今、電力会社が様々考えておられる太陽光発電についても、是非青森県で実現できないか、今、いろいろ要請をしているところでありますし、自動車につきましてもプラグインハイブリッド車の、そういう車の実験などを是非青森県でやって欲しいなどと、様々お願いをしているわけでありますけれども、そういうことを少しずつやりながら、何とか CO2 削減をして、温暖化防止に県民挙げて努力していかなければ、皆さんご存知のとおり、海の温度が大変上がってまいりました。

このままでは青森県で、今、35 年、30 年以上経つと白神山地のブナが全部全滅するのではないかと、あるいは青森県のリンゴが作れなくなってしまうのではないかと、様々言われているのでございます。30 数年後ということ、あっという間に来るわけでございますし、その時のためにどう我々が対応していくのか、非常に今、我々に向けられている、今年の冬もそうであります。

東京から 3 年前に来た方が、「青森県の雪は大変だ」ということで来たわけでありますけれども、この 3 年間、あまり雪が降らないということで、「なんだ、青森の雪、大したことはないじゃないか」と、こう思っているわけでございます。それほど雪が少なくなっている。これが本当にいいのかどうかということでございますし、まあ、雪というのは水を作って、地下水も作って、そしてそれが 50 年、100 年後に出てきて我々においしい水を提供してくれるということがあるので、雪というものは本当に有難いというふうにも考えられるわけであります。

そういう、環境が少しずつ崩れているのではないかと大変心配であります。

恵み豊かで美しい本県の自然環境を次の世代に確実に引き継いでいくことは、私達の大切な使命です。今後とも様々な取組みを通じて、青森らしさを創る財産であり、暮らしやすさの基盤でもある本県の「環境」を県民の皆さんと共に守り育てていきたいと思っております。

本日は、「公共用水域の水質の測定に関する計画（案）」等について御審議いただいた後、「青森・岩手県境不法投棄事案」についての御報告をさせてもらいたいと思っております。

委員の皆様には、忌憚のない御意見、御提言を賜りますようお願い申し上げます、御挨拶といたします。

平成 21 年 2 月 9 日 青森県知事 三村申吾 代読。

3. 議事

(司会)

それでは議事に入ります。審議会の運営につきましては、青森県附属機関に関する条例に基づき、会長が議長となって会議を進めることになっておりますので、以後の議事進行は藤田会長にお願いいたします。

藤田会長、どうぞよろしく申し上げます。

(藤田会長)

こんにちは。藤田でございます。不慣れではありますが、また御審議のほど、よろしく願いいたします。

次第に従いまして議事に入らせていただきますが、その前に議事録署名者を指名させていただきます。

恐れ入りますが青山正和委員と葛西瑛子委員にお願いいたしますが、よろしいでしょうか。

よろしく願いいたします。

次に、本日は諮問案件、お手元のとおり 2 件ありますので、諮問書をお受けしたいと思います。

(蝦名副知事)

諮問書

青森県環境審議会会長 藤田均殿

青森県知事 三村申吾

次の事項について諮問します。

一つ 平成 21 年度公共用水域の水質の測定に関する計画（案）について

諮問理由

水質汚濁防止法第 16 条第 1 項の規定に基づく平成 21 年度公共用水域の水質の測定に関する計画を作成したいので、同法第 21 条第 1 項の規定に基づき、意見を求めるものである。

二つ 平成 21 年度地下水の水質の測定に関する計画（案）について

諮問理由

水質汚濁防止法第 16 条第 1 項の規定に基づく平成 21 年度地下水の水質の測定に関する計画を作成したいので、同法第 21 条第 1 項の規定に基づき、意見を求めるものであります。

よろしくひとつお願いいたします。

（藤田会長）

ただ今、諮問書を受け取りましたので、さっそく本日の議題に入りますが、蝦名副知事は所用のためここで退席するということですので、委員の皆様にお知らせ申し上げます。

それでは次第に従いまして、審議を進めてまいります。

諮問案件 1 の平成 21 年度公共用水域の水質の測定に関する計画（案）について、まず事務局から説明をお願いいたします。

（石塚環境政策課長）

環境政策課長の石塚と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、平成 21 年度公共用水域の水質の測定に関する計画（案）について御説明いたします。

委員の皆様にお届けしております公共用水域の水質測定計画（案）に関する資料は、資料 1、資料 2、資料 3 の 3 つがございます。資料 1 は平成 21 年度の水質の測定に関する測定計画（案）となっております。資料 2 は平成 19 年度の測定結果を取りまとめたものでございます。また資料 3 は、資料 1 の測定計画（案）に関する説明資料でございます。

まず資料 2 の方をご覧くださいと思います。

資料 2 によりまして、これまでの公共用水域測定結果の概要について御報告申し上げた後に、資料 3 に基づきまして平成 21 年度の計画（案）について御説明いたします。

それでは資料 2 の 1 ページ目をご覧ください。

まず、1 の「県内の公共用水域の概況」でございますが、水質汚濁防止法の規定に基づき、人の健康の保護に関する項目や生活環境の保全に関する項目等について各関係機関が常時監視を実施した結果、平成 19 年度の水質調査の結果は総体的に見て概ね良好な状態にあり、近年の状況はほぼ横ばいで推移しております。

続きまして、「2 . 人の健康の保護に関する基準の達成状況」について御説明いたします。

47 河川、5 湖沼、3 海域の 112 地点、延べ 2,197 項目について調査を行った結果、全ての地点において環境基準を達成しておりました。

次に、「3 . 生活環境の保全に関する基準の達成状況」について御説明いたします。

64 河川、7 湖沼、8 海域の 196 地点、延べ 8,009 項目について調査を行ったところ、環境基準の類型指定がなされている 87 水域のうち、81 水域で環境基準を達成しており、その達成率は 93.1% となっております。これは表 1 の右下に記載されております平成 19 年度における全国平均の 85.8% を上回っております。

なお、水域別の達成率は、河川が 96.4%、湖沼が 33.3%、海域が 92.9%となっております。

次に、2 ページ目をご覧ください。

環境基準未達成の地点について御説明いたします。

河川では、山田川の車力橋及び古間木川の第二境橋の計 2 地点、湖沼では十和田湖の中央及び子ノ口前面、小川原湖の小川原湖総合観測所、中央及び姉沼川前面の計 5 地点、海域では八戸前面海域の河口海域（乙）に位置する北沼前面及び日本海岸海域の十三湖 1 km 沖の計 2 地点となっております。

環境基準超過の主な原因としては、山田川及び古間木川については、流域における生活排水等の流入による影響が考えられます。

十和田湖については、公共下水道の整備等により急激な水質の悪化は防げたものと考えておりますが、生態系の変化や集水域からの自然由来の汚濁負荷等が考えられることから、引き続き「十和田湖水質・生態系改善行動指針」に基づいて水質改善対策に取り組んでまいります。

小川原湖については、国土交通省東北地方整備局高瀬川河川事務所によりますと、人口集中地域からの生活排水及び畜産業からの排水と考えているとのことです。

八戸前面海域の河口海域については、八戸市によりますと、周辺からの汚濁負荷量は増加していないことから、気象条件や海流による拡散状況が影響したものと考えているとのことです。

日本海岸海域については、岩木川等の河川を介した生活排水などが影響しているものと考えております。

国、県及び市は、生活排水対策の普及・啓発、事業場排水に対する監視・指導、下水道接続率の向上等について、引き続き、取り組みを進めてまいりたいと考えております。

次に、4 . 要監視項目の測定結果についてご説明いたします。

要監視項目は、人の健康に関する物質であるものの、公共用水域における検出状況等から勘案しまして、現時点では直ちに健康項目とはせず、引き続き知見の集積に努めるべき物質とされ、現在 27 項目が定められており、その内 25 項目について指針値が設定されているものです。

平成 19 年度は、ダイアジノン、フェニトロチオン、E P N の 3 項目について、19 河川、22 地点について調査を行った結果、全地点において検出されませんでした。

以上が資料 2 の概要でございます。

続きまして、資料 3 の方をご覧くださいと思います。

資料 3 の「平成 21 年度公共用水域の水質の測定に関する計画（案）」の説明資料について御説明いたします。

まず、1 ページ目をご覧ください。

1 に「趣旨」を記載しております。本計画は、水質汚濁防止法第 16 条の規定に基づき、公共用水域の水質測定について、測定項目、測定地点等必要な事項を定めるものです。

次に、「2 . 測定計画に係る考え方」でございます。公共用水域における水質の汚濁状況等を適切に監視するため、環境省が示しております「環境基本法に基づく環境基準の水域類型の指定及び水質汚濁防止法に基づく常時監視等の処理基準について」に基づきまして、これまでの測定結果や利水状況等を勘案し、引き続き適正な監視水準が確保されるよう、測定計画を作成しております。

また、測定計画の策定に当りましては、国土交通省東北地方整備局、青森市及び八戸市から提出された計画案を踏まえ、県が取りまとめを行ったものです。

次に、「3 . 平成 21 年度計画（案）の概要」について御説明いたします。

「(1) 測定項目等」について、平成 21 年度は 78 水域、195 地点において、延べ 12,355 項目について測定を行うこととしております。表 1 には、河川、湖沼及び海域における測定機関ごとの測定項目内訳を記載しております。

2 ページ目をご覧ください。

の健康項目について、県及び八戸市では、「その他有機塩素化合物」及び「農薬」について、隔年

でローテーションによる測定をすることとしております。表2をご覧ください。平成21年度は、「その他有機塩素化合物」について4項目、「農薬」については2項目を測定する計画(案)としました。内訳はご覧のとおりでございます。

の要監視項目についてですが、県、青森市及び八戸市では毎年2項目ずつローリングにより調査することとしており、平成21年度は過去の実施状況等を勘案し、ジクロロポス及びフェノブカルブについて調査対象としております。両物質とも殺虫剤の有効成分として、主に農薬として県内で使用実績があり、劇物に指定されております。

3ページをご覧ください。

「(2)前年度との主な変更点」について御説明いたします。表3に、前年度との測定項目数の比較を記載しております。

主な変更点といたしまして、県が所管する土淵川、新十川、旧十川、山田川、田名部川、奥入瀬川及び熊原川の計7地点、また、八戸市が所管する五戸川及び新井田川の計2地点においては、先ほど御説明しましたとおり、健康項目の「その他有機塩素化合物」についてA群3項目及びB群4項目を隔年で交互に測定することとしており、平成21年度はB群の4項目を測定する年に当たります。

県が所管する日本海岸地先海域は、海域の水質類型Aが当てはめられております。当該水域に位置する十三湖1km沖は、平成19年度において環境基準を達成しなかったことから、測定日数を年4日から6日に増やし、監視体制を強化するものです。

県が所管する浅瀬石川上流は、河川の水質類型AAが当てはめられている水域です。当該水域に位置する四十巻橋は、平成9年度以降継続して環境基準を達成していること、付近に特に汚染源が存在しないこと、また更に上流の温川沢にある温川橋においても年4日の常時監視を実施していることから、測定回数を年6日から4日へ減ずるものです。

国土交通省が所管する馬淵川の尻内橋における硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、また浅瀬石川ダム貯水池のダムサイトにおける全亜鉛、ふっ素及びほう素について平成21年度から実施するものです。以上が平成21年度公共用水域の水質測定計画(案)でございます。

引き続きまして資料8をご覧ください。

それではここで、委員から事前に御質問をいただいておりますので、資料8に基づき御説明いたします。

本日配布いたしました資料8『「平成21年度公共用水域及び地下水の水質の測定に関する計画(案)」に係る委員からの提出質疑に対する県の考え方』をご覧ください。

糠塚委員から、「報告される測定値の信頼性は、分析者の技量や熟練度、および分析所の品質管理に大いに依存すると考えられることから、測定値に一定の信頼性を確保することが必要と考えられる。そのため、測定値の信頼性に関して、これまでの県の取組みについて、又、測定値の信頼性に関する今後の方針について伺いたい。」という内容の御質疑をいただいております。

右側の欄の方に、質疑に対する県のあり方というところがございます。水質の測定は、測定計画に記載しておりますとおり、地点ごとに国土交通省、県、青森市及び八戸市と測定機関が分担されておりますので、各機関を総括して説明させていただきます。

国土交通省、県、青森市及び八戸市(以下、「測定機関」とさせていただきます。)測定機関は環境省通知「環境基本法に基づく環境基準の水域類型の指定及び水質汚濁防止法に基づく常時監視等の処理基準について」に基づき、試料採取から結果報告に至る過程で適切な精度管理を実施し、測定値の信頼性の確保に努めております。

測定機関は、分析等を計量法で定められた計量証明登録事業所あるいは環境計量士を有している機関(以下「委託業者」とさせていただきます。)委託業者に委託して実施しております。なお、十和田湖については、県の試験研究機関において試料採取及び分析を実施しております。

分析は日本工業規格(JIS)及び環境庁告示等の公定法に基づき実施しております。

測定機関は、委託業者に対してクロスチェックの実施、又は外部精度管理への参加を求めているとともに、その実施状況を確認しており、測定値の信頼性の確保に努めているところです。

更に県は、委託業者に対し標準作業手順書の提出を求めており、試薬の調製や試料採取から結果の算出に至る具体的な内容を把握しているところです。

これについては測定値の信頼性の確保のため、今後とも継続して実施していくこととしております。以上です。

（藤田会長）

ありがとうございました。

ただ今、事務局の方から 19 年度の公共用水域の測定結果、それから 21 年度の公共用水域の水質の測定につきまして御説明いただいたわけですが、それではこの説明に対しまして御意見をお願いしたいと思います。

私がちょっとだけ事務局の方に伺ったのは、21 年度の公共用水域の水質の測定について、「なぜ 20 年度の公共用水域の水質が分からないんですか？」と聞いたのですが、まだ、今、測定中だということで、今の一番新しい調査値は 19 年度だということで、こちらは納得したのですが。

それともう一つは、資料 8 の方で、糠塚委員の方から意見がありましたけれども、糠塚先生、よろしいでしょうか、これで。

はい、どうぞ。

（糠塚委員）

どうも、御丁寧な回答、ありがとうございます。

この中で、おそらく、4 段目のクロスチェックの実施と外部精度管理への参加というのが一番重要だと思わんですけれども、具体的な内容がちょっと分からないということがありまして、これが具体的にどのような状況になっているかというのがやっぱり一番重要だというふうに思いますので、できればこの辺の実施状況を確認していくということですから、その報告があった方がいいんじゃないかなと思うのですが。

（石塚環境政策課長）

まずクロスチェックでございますが、これは、県の方では、例えば河川から採ってきた水を、それを県の試験研究機関の方と委託業者の方に同じ試料を分配します。同じ試料について分析いたしまして、委託業者の方のデータと県の方のデータが違っているのか、違ってないのか、そこを確認しております。それで、今までの状況では同じデータが出ているということで確認してございます。

それから、県の方で濃度を、ある一定濃度に設定したものを調製いたしまして、それを委託業者の方に配布します。委託業者の方では、その濃度は分かりません。それを分析した結果を県の方に報告していただきます。それで県の方で設定した濃度と委託業者が報告してきたその分析した結果の濃度と照らし合わせまして、外れていないかどうかということで確認してございます。

よろしいですか？

（糠塚委員）

どの程度精度の誤差をみているのでしょうか。

（石塚環境政策課長）

これにつきましては、一応 J I S の方に正確さ精度とかというのがありますので、それに則って、例えば繰り返しの分析精度で外れていないかどうかとか、そういうところで正確性と、それからばら

つき、そこら辺のところを確認をしています。

（糠塚委員）

具体的なデータを知りたいということで、例えば、県の方で調製した濃度の試料を配布しているということでしたら、民間の分析所で±何%の誤差が出ているという結果があると思うのですが、その辺がやっぱり民間の業者の信頼性というところに関わるところだと思いますので、そこら辺の具体的なデータがあったら、あると思うんですけども、報告していただきたいなというふうに思います。

（藤田会長）

それでは、それは後日、先生の方に県の方から何%の誤差かというのを出していただければと思いますが。

（石塚環境政策課長）

本日、手元に資料がございませんので、それは後日、先生の方に御提出するということによろしいでしょうか？

（糠塚委員）

はい。

（藤田会長）

ありがとうございました。

その他、今日の県の説明に対しましての御意見がありましたらばお願いいたします。

ほぼ例年どおりということで、変わりましたことは最後にまとめられていましたけれども、福士先生、いかがですか？特にありませんか？そうですか、はい。ありがとうございます。

ございませんか？

他に御意見等がありませんので、これで諮問案件1についての質疑を終わらせていただきます。

それでは諮問案件1の「平成21年度公共用水域の水質の測定に関する計画」につきましては、これを適当と認めてよろしいでしょうか？

はい、それでは御異議がないようですので、この諮問案件につきましては原案が適当であると認め、その旨、答申したいと思います。

続きまして諮問案件2に移らせていただきます。「平成21年度地下水の水質の測定に関する計画（案）」について、それでは事務局の方から説明をお願いします。

（石塚環境政策課長）

それでは「平成21年度地下水の水質の測定に関する計画（案）」について御説明いたします。関係する資料は、資料4、資料5、資料6でございます。

最初に資料5の方をご覧ください。

それでは資料5の1ページのところから御説明いたします。1の「地下水の水質監視」についてですが、地下水の汚染の状況を把握するため、平成元年度から県内全域を対象に継続的に監視しております。2の「平成20年度までの調査実施状況」ですが、県内全市町村を対象に、概況調査を概ね3年から5年で県内を一巡するよう調査しており、延べ1,235本の井戸について実施してきました。概況調査において環境基準項目が検出された井戸については、汚染井戸周辺地区調査を実施し、汚染範囲を確認しております。その後、定点を設け、経年変化を把握するため継続監視調査を実施しております。

2 ページをご覧ください。「3 . 平成 20 年度の調査結果の速報値」でございます。(1) の「概況調査」では、10 市 8 町 3 村の 31 本の井戸について調査を実施したところ、鉛が 1 本の井戸から、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が 20 本の井戸から、ふっ素が 25 本の井戸から、ほう素が 16 本の井戸から検出されました。このうち環境基準値を超えて検出された井戸は、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が 4 本でした。

表 2 に記載した井戸については、鉛については検出されたもの、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素については、環境基準値の 8 割を超えて検出されたものであり、これらは 21 年度に汚染井戸周辺地区調査へ移行するものです。

なお、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素は、平成 11 年 2 月に地下水の環境基準が設定された項目であり、ふっ素、ほう素については自然由来としてもしばしば検出される項目であります。

次に(2) の「汚染井戸周辺地区調査」についてですが、3 市の 11 地区、31 本の井戸について調査を実施したところ、砒素が 15 本の井戸から、ふっ素が 6 本の井戸から検出されましたが、環境基準値を超えて検出された井戸はありませんでした。

3 ページをご覧ください。(3) の「継続監視調査」についてですが、7 市 8 町 1 村の 40 地区、73 本の井戸について調査したところ、44 本の井戸で環境基準値を超過しておりました。

4 ページから 5 ページのところに、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素・ほう素を除く環境基準項目の経年変化の図を載せております。

「(1) 弘前市土手町地区」につきましても、テトラクロロエチレンが環境基準値を超過しておりますが、昨年度と同じレベルでした。「(2) 弘前市大久保地区」につきましても、砒素が環境基準値を超過しておりますが、昨年度と同レベルでした。「(3) 八戸市尻内町地区」につきましても、環境基準値を超過した項目はありませんでしたが、1,2-ジクロロエタン等が昨年度に引き続き検出されました。「(4) 八戸市城下地区」につきましても、シス-1,2-ジクロロエチレン、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンが環境基準値を超過しており、昨年度と同じレベルでした。「(5) 黒石市一番町地区」につきましても、平成 17 年度まで環境基準値を超過していたベンゼンが今年度も検出されませんでした。1,1,2-トリクロロエタンが環境基準を超過しました。「(6) 三沢市幸町地区」につきましても、四塩化炭素が環境基準値を超過しており、昨年度と同じレベルでした。なお、これらの物質につきましても、今後も引き続き監視を行ってまいります。

以上が、資料 5 の概要でございます。

次に資料 6 の方をご覧くださいと思います。

「平成 21 年度地下水の水質の測定に関する計画(案)」の説明資料に基づきまして御説明いたします。

1 ページをご覧ください。まず 1 の「趣旨」についてですが、水質汚濁防止法第 16 条の規定に基づいて、平成 21 年度地下水の水質の測定について、測定地点、測定項目、測定方法及びその他必要な事項を定めるものでございます。

次に 2 の「測定計画作成に係る考え方」について御説明いたします。県内の地下水の測定に関する計画(案)を策定するに当りましては、「環境基本法に基づく環境基準の水域類型の指定及び水質汚濁防止法に基づく常時監視等の処理基準について」に基づき、国土交通省東北地方整備局、中核市である青森市及び特例市である八戸市から提出された計画案を踏まえ、県が取りまとめを行っております。

次に 3 の「平成 21 年度計画(案)の概要」でございます。表 1 をご覧ください。

表 1 の一番右側の下の欄に、平成 21 年度の計画地点数とありますが、そこに平成 21 年度は 181 地点の調査ということで予定しております。(1) の「概況調査」についてですが、アの調査地点につきましては県内を 6 ブロックに分け、各ブロックから調査地点を選定するよう計画しており、平成 21 年度は 9 市 6 町の 23 本の井戸について調査することとしております。イの測定項目についてですが、国の処理基準が平成 20 年 8 月に改正されたことに伴い、環境基準項目について基本的に全項目を測定す

ることとしています。

2 ページの表 2 をご覧下さい。平成 21 年度の概況調査地点及び測定項目を示してございます。左の欄から、調査地点のブロック名、市町村名及び地区名、測定項目、測定機関となっております。

先ほど申しましたとおり、基本的に全項目を測定しますが、処理基準に基づき、アルキル水銀は総水銀が検出された場合に実施いたします。国土交通省東北地方整備局が実施する東北町小川原地区の井戸においては、定点で継続調査を実施しているため、有機塩素化合物 4 項目、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の計 5 項目を測定します。

(2) の「汚染井戸周辺地区調査」についてですが、アの調査地点につきましては 3 市 1 町 11 地区、76 本の井戸について調査を行います。イの測定項目についてですが、平成 20 年度の概況調査において、八戸市の中居林地区で検出された鉛、八戸市の上野、金浜、櫛引、沢里地区で環境基準を超過し、五戸町中市地区で環境基準値以下ではありますがその 8 割を上回って検出された硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、つがる市桑野木田地区で環境基準値以下ではありますがその 8 割を上回って検出されたふっ素を測定することとしております。

また、砒素について、青森市の本町、安方、新町、横内地区で調査を行うこととしております。

3 ページをご覧下さい。(3) の「継続監視調査」についてですが、アの調査地点につきましては、新たに汚染井戸周辺地区調査から新たに移行する地区を加えた 8 市 8 町 1 村の 48 地区、82 本の井戸について調査を行うこととしております。

次に、昨年度からの変更内容として、丸印を付けて記載しております。前年度、汚染井戸周辺地区調査を実施して、砒素が検出された青森市中央、堤、幸畑、横内地区について、代表的な各 1 地点の調査を行います。前年度、汚染井戸周辺地区調査を実施して、砒素が検出された八戸市江陽、小中野、柏崎、尻内地区について、代表的な各 1 地点の調査を行います。3 年連続で硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が環境基準値の 9 割を超えなかった八戸市鮫地区の 1 地点の調査を終了します。

井戸が廃止された八戸市沼館、白銀地区の各 1 地点の調査を終了します。

前年度、汚染井戸周辺地区調査を実施して、ふっ素が検出されたつがる市松原地区について、代表的な 1 地点の調査を行います。

イの測定項目につきましては、4 ページの表 4 をご覧下さい。

最後に、測定回数は概況調査、汚染井戸周辺地区調査、継続監視調査とも年 1 回で考えております。以上が平成 21 年度地下水の水質測定計画(案)でございます。よろしく申し上げます。

以上です。

(藤田会長)

ありがとうございました。

それでは、事務局の説明につきまして御意見がある方、お願いいたします。

基準値を超えた場合は、これは何か通知をするのでしょうか？その井戸に対しまして。

(石塚環境政策課長)

測定したデータは全て公表しておりますし、それから井戸の所有者につきましても個別に測定結果はお知らせしてございます。

(藤田会長)

それで、結局は飲み水には不適ということで、雑用水に使うというようなことですね。

(石塚環境政策課長)

そうです。飲料水にも使っているような場合でございますと、「飲料には適しませんので」という

ことで、注意書きを添えて結果をお知らせさせていただきます。

（藤田会長）

ありがとうございました。

御意見。はい、どうぞ、福士先生。

（福士委員）

ちょっとデータで確認をしたいのですが、資料5です。資料5の5ページになりますが、一番上、4の八戸市城下地区がありまして、平成14と16の間、これは15年だと思いましたが、データが全部0になっていて、これは本当にこれ0ということだったのか、ここは測ってなかったのか、私も八戸で記憶にありませんで申し訳ないのですが。

それからちょっと細かいのですが、その図の一番右、平成19と書いてありますが、これは平成20でしょうか？

以上、2つ、データについて確認をしたいと思います。

（藤田会長）

事務局さん、お願いします。

（石塚環境政策課長）

4の八戸市城下地区でございます。0になっている年度がございますが、データを確認したところ、やっぱり0になってございまして、この原因はいろいろ検討しましたが、今のところよく分かってございせんが、そのようなデータになっております。それから一番右端は、平成19と書いてありますが、これは平成20年度の間違いでございます。大変失礼いたしました。

（藤田会長）

0ということもあるんでしょうかね、平成15年の。ちょっと、測定してないような気もしますが。また、これも後日、出していただけますか？ちょっと常識的には考えられないのですが。

（八戸市 上井副参事）

八戸市の環境保全課調査指導グループリーダー上井です。

八戸市城下地区の平成15年度について補足させていただきます。この平成15年度は、事業者が、いわゆる土壌の撤去も含めて対策を行ったものです。県及び市が事業者に対して対策をして下さいよということで、対策をした結果、その14年度の末に対策をした結果、15年度の検出が無かったと、0だったと。ただ、そこら辺、はっきりしたことは分かりませんが、翌年度からまた復活してしまったと、そういう状況です。今のところ、事業者に対して引き続き八戸市として対策を再度検討するように指導しております。

以上でございます。

（藤田会長）

よろしいですか？福士先生。

じゃあ、結構です。どうもありがとうございました。

他にございますでしょうか。

はい、どうぞ。

(本多委員)

資料6なんですけれども、その3の21年度の地下水質の測定地点数ですか、この中で八戸市の分だけが、平成21年度の、20年の15から50になっているわけですよね。これ、結局、何でこう突き出した数字が出てきたものか。それが2ページの硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が、私、化学が全然分からないので、よく分からないんですけども、非常に毒性があるものがいっぱい出てきたからこういうふうな突き出した数字が出てきたのかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

(石塚環境政策課長)

汚染井戸周辺地区調査の実施の仕方は、前年度、概況調査においてある一定濃度以上の井戸が検出された場合、次の年度にその汚染範囲を確定するためにその地区周辺について井戸の本数を増やして汚染井戸周辺地区調査というものを実施します。

それで、八戸市の場合、前年度の概況調査で汚染井戸地区が5地区見つかってございます。それで、各地区、5地点ですが、1地区について10本ずつの井戸を調査するというので、5×10で50本の調査を実施するというのでございます。

従いまして、汚染井戸周辺地区調査は前年度の概況調査の結果によって何本汚染井戸の調査をするかというのが定められるということになります。

(藤田会長)

よろしいでしょうか？

ちょっと私の方から。今のお話で、20年度は15地区ということですよ。そうすると新たな地区というか、基準値をオーバーしたものは3地区だったのですか、それとも1地区だったのか。10倍すると言いましたよね。その辺、どういうことか。

(石塚環境政策課長)

基本的には1地区当たり10本調査することになっておりますが、ただ、その地区によって、例えば上水道がかなり普及しているところがございますと、井戸の本数がそんなに無いという地区がございます。そういう場合ですと、1地区10本計画ということで捜しても井戸がなかなか見つからないという場合がございます。そういう場合は、例えばその地区ごとに5本とかというように井戸の数が減ってまいりますので、その地区の状況に応じて井戸の数が減ってくるということがございます。

従って、15本とかというような数字になると、結果としてそうなるということがございます。

(藤田会長)

分かりました。ありがとうございます。

他にございませんでしょうか、御意見等。

よろしいですか？

はい、それでは他に御意見が無いようですので、これで諮問案件2について質疑を終わらせていただきます。

それでは、この「21年度地下水の水質の測定に関する計画について」は、これを適当と認めてよろしいでしょうか？

御異議無いようですので、この諮問案件につきましても原案が適当であると認め、その旨答申したいと思います。

それでは、これから事務局に答申書案を作成していただいて、委員の皆様にご覧いただきたいと思いますので、準備等の時間を10分取らせていただきます。10分間休憩といたしますので、よろしく申し上げます。今が25分ですから35分まで、2時35分まで休憩です。よろしく申し上げます。

< 休憩 >

(藤田会長)

それでは会議を再開いたしたいと思います。
皆様に配布いたしました答申書(案)をご覧ください。
朗読します。

平成 21 年 2 月 9 日
青森県知事 三村申吾殿
青森県環境審議会会長 藤田均
青森県環境審議会に対する諮問事項について
答申

平成 21 年 2 月 9 日付

青環第 1 5 7 2 号で諮問のあった下記事項については、審議の結果適当と認められるので、この旨
答申します。

記

- 一 平成 21 年度公共用水域の水質の測定に関する計画(案)について
- 二 平成 21 年度地下水の水質の測定に関する計画(案)について

以上ですが、よろしいでしょうか。

それでは答申については文案どおりといたします。

それでは答申いたしたいと思います。県の次長さん、お願いいたします。

平成 21 年 2 月 9 日

青森県知事 三村申吾殿
青森県環境審議会会長 藤田均
青森県環境審議会に対する諮問事項について
答申

平成 21 年 2 月 9 日付

青環第 1 5 7 2 号で諮問のあった下記事項については、審議の結果、適当と認められるので、この
旨、答申します。

記

- 一 平成 21 年度公共用水域の水質の測定に関する計画(案)について
- 二 平成 21 年度地下水の水質の測定に関する計画(案)について

以上です。

(小田桐次長)

どうもありがとうございました。

(藤田会長)

以上で諮問案件についての審議を終了します。

次に、報告案件の「青森・岩手県境不法投棄事案」について、不法投棄事案ですね、田子町の、に

ついて報告を受けたいと思います。

それでは説明をお願いいたします。

(山田環境再生調整監)

県境再生対策室の山田と申します。私からは、青森・岩手県境産廃不法投棄事案につきまして、4点御報告いたします。

1点目は産廃の撤去実績について、2点目は撤去計画の変更について、3点目は環境モニタリング調査結果について、4点目は環境再生計画についてです。

まず1点目の産廃の撤去実績についてでございます。資料7-1をご覧くださいと思います。撤去を開始いたしました平成16年度から平成21年1月31日までの撤去実績を表に掲げてございます。一番左の欄、中ほどに撤去実績の項目がありますが、これを右側に見ていただきますと、平成16年から平成19年度までの撤去実績は148,642トン余となっております。その右に平成20年度の撤去実績を記載しておりますが、直近3ヶ月、11月分、12月分、1月分の撤去実績を見ていただきますと、1月当たりの撤去実績が11月分が13,815トン余、12月分が15,370トン余、1月分が19,398トン余ということで、処理施設の増加に伴いまして、徐々に増加をしてきてございまして、1月末の実績は平成20年度実績の欄にありますように126,638トン余となったところです。

累計では275,281トン余。不法投棄された産廃は全部で99.9万トンと見込まれておりますから、進捗率は約27%、全体の4分の1を超えてきたという状況です。

左下の折れ線グラフがございまして、これは毎月の撤去実績累計につきまして平成19年度と比較したものでございます。赤い折れ線グラフが平成20年度、青い折れ線グラフが平成19年度でございまして、平成20年度は前年度と比較して3倍程度の撤去が見込まれる状況となっております。

右下の棒グラフがございまして、これは平成24年度までの全体の撤去計画を示したもので、各年度の棒グラフの白い部分は実績、青い部分は今後の計画です。平成21年度以降、3年度間は194,000トン、平成24年度は105,000トンの撤去を予定してございまして、平成24年度までに撤去を完了するというようにしてございます。

次に、2点目の撤去計画の変更についてです。資料7-2をご覧ください。1の経緯でございまして、廃棄物の単位体積重量につきましては、当初、1立方メートル当たり1トンと設定をしていましたが、遮水壁工事に伴いまして、実際に地中を掘削した廃棄物、その廃棄物を平成19年度に撤去しておりますが、この廃棄物の単位体積重量に基づいて1立方メートル当たり1.5トンに見直しまして、平成20年度以降の年度別撤去計画量を変更しております。

年度別撤去計画量は、表にあるとおり、変更前が平成20年度から平成23年度までが96,100トン、平成24年度が94,500トンであったものを、変更後、下の表でございまして、平成20年度が163,000トン、平成21年度から23年度までが194,000トン、平成24年度が105,000トン。平成20年度以降の合計額が850,000トンというふうに見直しをいたしました。

3の処理施設の確保状況につきましては、現在、焼却施設が4施設、埋立施設が2施設確保してございます。これらの施設の処理能力は、年間約200,000トンとなっております。今後とも、平成24年度までの原状回復事業の完了が確実なものとなるよう、処理施設の確保に努めてまいります。

次に、3点目の環境モニタリング調査についてです。資料7-3をご覧ください。

まず、1の水質モニタリングですが、不法投棄現場内の一部の地点、これは8地点中3点からはベンゼンなどの揮発性有機化合物、砒素、ほう素がその基準を超える値が検出されましたが、周辺からは基準を超える値は検出されませんでした。

具体的には表の一番上、ア-3、それから1つ飛んでア-8、一番下のア-25、これが現場内の地点で基準を超えて検出された地点でございまして、別図の2というのがございまして、めくっていただきますと右側の図でございまして、別図2でございまして、この図の中に、緑の実線と青の実線で囲ま

れたところ、これが不法投棄現場でございます。

モニタリング地点は赤い丸で示してございますが、全部で8地点でございます。その内、ア - 3というのは左側の上、これは産廃からの浸出水でございます。それからア - 8はその下でございます。それからア - 25 は右側の上から2番目、いずれも地下水でございます。この3地点でベンゼン等がその基準値を超えて検出されております。

また1ページにお戻りいただきまして。それで、その3地点を除く5地点は現場内の地下水ではございますが基準はクリアしてございます。それで現場内の浸出水、地下水、これは全て処理施設で処理した上で放流をしています。

その他の、この表にある3地点、ア - 6とア - 10、ア - 24、これは現場周辺のモニタリング地点がありますが、表にありますようにこの3つの地点、いずれも鉛が基準を超えて検出されました。これは上の説明書きに、なお書きで書いてございますけれども、地下水の低下によりまして採水時に土壌が混入したことから、通常の分析と濾液、濾過した液でございますね、その濾液の分析を実施いたしました。その結果、濾液は全て基準未満であり、鉛が検出されたのは混入した土壌が原因である可能性が高いという具合に判断されました。

次に2の有害大気汚染物質モニタリングでございます。これは現場から周囲の環境に有害な大気汚染物質が漏れ出していないか監視するもので、現場敷地境界の3地点でベンゼン等について調査を実施しましたが、全ての項目で基準を下回りました。

次に3の大気汚染物質モニタリングと4の騒音振動モニタリングですが、これは運搬車両、産廃を撤去するための運搬車両の増加に伴う居住地域の環境への影響を監視するもので、まず大気汚染物質につきましては、上郷地区で二酸化窒素、それから浮遊粒子状物質について調査を実施いたしました。いずれの項目についても基準を下回りました。

次に4の(1)の騒音でございます。上郷地区他、2地点で調査を実施しましたが、全ての地点で基準を下回りました。

(2)の振動については、騒音と同一地点で調査を実施しましたが、全ての地点で基準を下回りました。

以上、環境モニタリング調査結果でございます。

最後に4点目の環境再生計画についてでございます。資料7 - 4をご覧くださいと思います。

1の計画策定の趣旨でございますが、県境不法投棄現場の原状回復については、今後、標高の高いエリアから順次廃棄物の撤去が完了し、最終的にはもとの深い沢地形になると見込まれております。このため、現場の原状回復後の跡地利用方策や原状回復対策等をつうじて得られたその教訓、経験、知見、技術といったものを継承・発信、どのようにしていけばいいのかと、そのあり方等について検討し、環境再生計画として取りまとめることとしております。

2の計画策定フローでございますが、20年3月から8月にかけて、県民アンケートを実施してございます。それから田子町に田子町町民の意見集約をしていただきました。それを基に、9月の県民ワークショップでは県民の方に一堂に会していただいてアイデアを出していただき、これらの結果を基に10月から12月にかけて全国から提案募集を行いました。これらの提案につきましては有識者等で構成する原状回復対策推進協議会、その部会でございます環境再生提案審査部会で審査をいたしまして、さらに協議会でその部会選定案を基に協議し、県に方向性を提示していただく予定になっております。

県では、協議会から提示される方向性について検討をし、環境再生計画案を策定し、さらに協議会で計画案を協議していただいた上で21年の秋には環境再生計画を策定することとしてございます。

以上でございます。

(藤田会長)

ありがとうございました。

これは報告事項ですので、審議は省きます。

以上で議事案件は終了しました。それではその他の方に移りたいと思うのですが、何か御意見がありましたら御発言をお願いいたします。

はい、どうぞ、針生さん。

(針生委員)

公共用水関係、地下水関係の水質、先に事前に書類で提示すれば良かったんでしょうけれども。

実は、北八甲田の森林帯における清水がございまして。八甲田清水とか辰五郎清水とか呼ばれておりますけれども。あそこの水質は、私も登りはいつも飲んでいるのですが、一回、どこか県で調べたことがあるんでしょうか？大丈夫なんでしょうか？

それからもう1つは、今、報告がありました県境の場所なんですけれども、個人で行ってもそう簡単に見られないので、やっぱり、この審議会で春になったら見学会をやるということも。そうすると、私どもが実感として分かるだろうし。どうしてもその見学がダメでしたら、もう少し OHP とか使って、いわゆる画像で私どもに報告なされれば、やはりマップで見られても現状はこうだというのが分かりづらいのではないかなと思います。

その2点でございます。よろしく。

(藤田会長)

事務局、答えられたらお願いいたしますが。

(石塚環境政策課長)

最初の仙人岳のところの件ですが、私どもが公共用水域なり地下水の水質を測定しているのは、飲用目的、飲用に適するかどうかという観点からは行っておりませんで、いわゆる、主に化学物質について汚染されているかどうかという観点から実施しております。それで、飲料水につきましては、県庁の中の保健衛生課というところで所管してございますので、そちらの方にちょっと照会いたしまして、後で御回答を差し上げたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

(針生委員)

よろしいです。というのはですね、いわゆる 22 年度までに新幹線が来るわけですね。そうすると、観光客がどんどん山に入るわけなんですけれども、そこで水を飲んだら具合が悪くなったとなると大変なことになるわけで、今から対策をして、はっきりと調査して大丈夫だよということになれば、それなりのよい面での理解があるのではないかなと思いますので。

(石塚環境政策課長)

分かりました。関係機関の方に伝えておきます。

(山田環境再生調整監)

現地の見学ということでございますが、これは審議会でという形にはならないかもしれませんが、毎年1度、県民見学会というのは実施をしております。その県民見学会をやる時に八戸駅まで JR で来ていただいて、八戸駅からバスツアーでございます。その御案内を差し上げることは可能でございます。

それから、個別に見学されたいという場合には、事前に県境対策室に御連絡をいただければ、個別での見学についても可能でございます。

(針生委員)

了解しました。ありがとうございました。

(藤田会長)

他にございませんでしょうか。

どうぞ、お願いします。

(山下委員)

すいません、先ほどの報告案件の方なんですけれども、議事ではないのであれですが、ちょっとお願いなんですけれども、今回、この田子の不法投棄の報告を受けましたけれども、何となく本質的なことが聞いていてすぐ、すっと理解できないなという感じがしまして、追々、2つほど足していただきたいなと思いますけれども。

1つは、どれぐらいで撤去したかということは分かるのですが、どれぐらい撤去できるかということとは分かるんですけれども、当然ながら費用の問題をもう少しきちっと同時に出していただきたいなということで、我々県民も、それから地元の被害者ですから、それがどういう形のお金で今ちゃんと充当されているかというあたりについて、一々説明していく必要があるのかなというふうに思いました。

それから2つ目は、それに関連してアンケート調査などもされているそうですけれども、基本的に、こういう環境問題というのはやっぱり風評を含めて地元の気持ちの問題というのは、あるいは我々県民の気持ちも、あるいはこれを見ている県外からの認識の問題も非常に重要なんですけれども、そういった化け学的な数字だけでなく、そういう部分も含めて出していただけると全体として報告も受けやすいし、審議もしやすいのかなというふうに思いました。

それにプラスして言うと、最初、公共用水と地下水の問題もそうなんですけれども、私も水質、科学的なことについては完全に素人ですから、お聞きしてもなかなか理解できない部分があるのですが、それは多分私だけじゃなくて他の委員もかなりの部分そういう方がおられると思うんですけれども、もう少し、要するに何のためにやるのかという当たりがすごく今日、話をして審議の中で抜けているというか、どちらかと言うと、要するに法律があるから調べているというふうな形の、そこから始まってしまったので、それぞれの専門の方から見ても、個別の部分は見えるんでしょうけれども、全体としてこれでいいのかというあたりが十分に審議できているのかなという感じもしましたので、そこら辺、今後ちょっと、もう少し出し方というか、素人にも分かるようにと言うとちょっとあれかもしれないですが、そういう形での審議の資料の出し方というのを是非お願いしたいと思います。

(藤田会長)

ただ今の山下委員の御意見ですね、最初は、この県境の産廃問題につきましての予算と、それから地元住民の方のアンケート結果を今後は出すようにしていただきたいということですね。毎年これをやるのでしょうか？報告というのは。

ということであれば、そういうふうにしていただきたいということと、3番目はいろいろな濃度假制、水質の濃度假制の話が出ましたけれども、規制というか、濃度の測定結果ですね。健康被害との関係が分かるような、例えば参考資料を付けていただくと助かるんだがということかなと私は理解しましたけれども。

事務局の方はいかがですか。

(山田環境再生調整監)

県境再生対策室の方で2点ほど御意見をいただいたと思います。まず1つは、費用ということでお聞きいたしましたけれども、これは現場の原状回復、支障除去事業というのですけれども、これは国から同意を得た実施計画書というものがございまして、その実施計画書の中で総費用434億円でございまして、それで24年度までに撤去を完了する、この金額の中で対応するというようにしてございまして、これは国からの補助が入ってございまして、補助率が複数あるものですから、一概には言えませんが、約4割ぐらいの国の補助が入ります。

それから、アンケート結果、化け学だけではなくて県民なり県外の人からの声というものもあればいいのではないかと御意見でございましたけれども、これは先ほど御説明申し上げたアンケート結果につきましては、県のホームページ、県境再生対策室の分のホームページにアンケート結果というものはアップをございまして、それはご覧いただきたいという、大分エネルギーを要しますけれども、そういった内容につきましてもこういった場で公表するというようにしてはこれから検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

(藤田会長)

ありがとうございました。

よろしいですかね？山下委員。そういうことで、予算は全体で434億円。それから、アンケート結果は次回はホームページを参考に出していただけると。

(山下委員)

細かいところというよりも、そういう事業費をどれだけ掛けているかということは本質的な問題で、環境審議会の中でもそのことを含めて考えていくべきものだと思いますし、今回の水質のモニタリングなども、やるんだったら徹底的に全部やってしまった方がいいのですけれども、それとやっぱり予算との兼ね合いでしょうから、そういう意味でも少しその当たりで必要な数字とか必要な状況があればきちっと出していただいた方が審議がしやすいかなということと、それから一方の住民感情の方も、住民感情というか意識の方ですね、そういった方も資料があるのであれば出していただいた方が我々も審議をしやすいのではないかとということで、化学的な数字だけで審議するものではないのではないかなと。

まあ、半分意見ですので、以上です。

(藤田会長)

ありがとうございました。

他に、工藤委員はいいんですか？

どうぞ、はい。お願いします。

(葛西恭委員)

その他ですので、ちょっと聞いてみたいことがあるんですけども。

昨年からウニの殻の不法投棄ということで、私、風間浦なんですけれども、新聞等も大分賑わしたんですけども。これから、もうじきウニのシーズンになりますけれども、風間浦の業者さんばかりでなく、他の方でもこれは海から採れるものですので、おいしいウニを食べるためには殻が必ず付き物なので、その殻をどのようにして処理をしたらいいのかというのはこの環境の方に入ってくるのではないかなと思うんですけども、県の方の指導とか、そのようなものは今までなされていないという話はちょっと聞いたんですけども、これからはそうであればちょっと困るのではないかなと思ったりして、どのようになっているのかなと思って、その他の案件で聞いてみたいかなと思っていました。

ので、よろしくお願ひします。

(石塚環境政策課長)

今、ウニ殻について御質問ございました。県の方では以前もウニ殻の適正処理については指導をしてございます。特に八戸方面については各事業者さんに対して適正な処理の仕方ということで、数年前ですかね、指導をした経緯がございます。

昨年、下北の方でそういう事案がございました。その後に環境生活部の方と水産担当の部局と一緒に、各水産加工場さん、ウニを扱っている業者さんを中心に個別に現地に行って指導しております。それで、廃棄物として処理する場合にはこういうような適正な処理をして下さいと。あるいは、ウニ殻を使って、例えば肥料とかにする場合には関係法令がございますので、これこれに注意して肥料なりに使って下さいということで、現地に入って、今、県で指導をしている最中でございます。

(葛西恭委員)

わかりました。

(藤田会長)

ウニとかホタテとか、いろんな貝殻につきましてはそれぞれ県の指導の方があると思いますが、他にございますでしょうか。
どうぞ。

(山田環境再生調整監)

ちょっと補足をさせていただきたいと思います。実は、県境の不法投棄事案につきましては、県として県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会、その原状回復をどういう具合にしていけばいいのかという協議会を別に設けてございまして、その協議会の場でそういった原状回復の詳細については協議をいただいております。それで、この環境審議会には年に一度、その状況を報告するという事になってございまして、それで今回4点ほど御報告をさせていただいたわけでございます。

それから、アンケートでございますけれども、アンケートは既に実施済みで、今後またそういったものをやるかということにつきましては予定がございません。それで、県のホームページにアップしているということは先ほど申し上げましたけれども、御必要であれば個別にアンケート内容等、対応させていただきたいと、そういうことでお願ひを申し上げたいと思います。

以上でございます。

(藤田会長)

ありがとうございました。

個別にこれは協議会で諮ってやられているということで、その線に沿って県境の産業廃棄物ですね、田子町と二戸市との間のやつ、それは対応しているということです。

はい、どうぞ、お願ひします。

(糠塚委員)

不法投棄の話が出てきましたので、ついぞとっては何ですけれども。

この県境の不法投棄以外にも、規模はかなり小さくなると思うんですけれども、不法投棄の現場が何箇所か県内にあるという話は聞いておまして、その地域の方が水質を測定して欲しいという希望があるようなんですけれども、それは県との話し合いもされているという話ですけれども、その辺の

対応はいかがなものなのでしょうか。

（石塚環境政策課長）

不法投棄の現場の周辺の水質調査の件でございますが、県の方としても不法投棄の現場で環境汚染、周辺環境へ支障があるかどうかということでモニタリングも実施しております。今のところ、下流側の方で特に影響があるというようなデータは出てございません。モニタリングは実施しております。

（藤田会長）

皆さん、それぞれ関心があるかと思いますが、そういったことを全部含めて、その結果としては公共用水域の川ですとか湖ですとか、それから井戸にどういった汚染物質が出てきているかというのも測って、また基準値を超えた場合は原因を辿っていくというようなことがなされているんだと思うのですが。

よろしいですか。

どうぞ。

（山下委員）

私が解釈すると、相当私もいろいろなところ調査で回りますので、現状だけは見ていますけれども、不法投棄、特に業者だけでなく個人的な不法投棄もすごく沢山、かなり出ている状況だと思うんですね。これは随分昔から蓄積されたものだと思うんですけども。今回のこの公共用水域の水質の測定や地下水の水質測定、それはそれで必要なので分かるんですけども、特に地下水に関して、以前であれば要するに特定の汚染源を特定して行って、そこを何とか塞いでいけばということだと思うんですけども、それだけでない部分というのがかなり広がっていて、かなり私的な生活と結びついた汚染というものが目に見えて広がっている。ただし、水質に直接今、ものすごく強く影響しているわけではないという状況だとは思うんですけども、今後の県のこの環境のあり方ということと言うと、今言われたことというのはすごく大事なことで、逆に言うと、こういう測定をどういうふうにするかということにすごく関係していると思うんですけども。要するに、測定値が基準を満たしていれば大丈夫だという形で県民に報告するということが大切なのか、そのあたり、今のやり取りでちょっと私、理解できなかったのもう少し補足していただけると、いろいろ勘違いしていると思いますので、補足していただければありがたいと思います。

（石塚環境政策課長）

今日御審議いただきました公共用水域及び地下水の測定につきましては、概ね県内の概況がどのような濃度レベルにあるのか、汚染されているのか、いないのかということ把握するために実施しているものでございます。

その他に、別途、個別に調査すべきものにつきましては個別の調査というものを実施しております。例えば廃棄物の不法投棄に関わるものであれば、産業廃棄物なら産業廃棄物関連の監視ということで実施しております。言わば、もっと詳細な調査につきましては別途実施しているということになってございます。

（藤田会長）

それでは他に無いようですので、これをもちまして本日の審議会を閉会したいと思います。

事務局から何かありましたらお願いします。

（司会）

藤田会長、委員の皆様、長時間にわたりありがとうございました。閉会に当りまして小田桐環境生活部次長から御挨拶申し上げます。

(小田桐次長)

本日は、委員の皆様には御多忙の中、御出席を賜り、また熱心な御審議をいただきまして、誠にありがとうございました。

お陰をもちまして、諮問案件2件、報告案件1件につきまして貴重な御意見をいただきました。厚くお礼を申し上げます。

本日、委員の皆様方からいただきました御意見等につきましては、今後の県の環境行政に反映させるとともに、環境保全の一層の推進に努めてまいりたいと思っております。

これからも本県の環境をより良いものにするために、引き続き御理解・御協力をお願いしたいと思っております。

閉会に当りまして、簡単ですが御挨拶といたします。どうもありがとうございました。

(司会)

以上をもちまして、第7回青森県環境審議会を閉会いたします。

ありがとうございました。

以上